

管理・運営等に従事する教員のライフイベントとの両立のための
業務補助者派遣事業（試行）

募集要項

概要

本事業は、管理運営やその他要職への多様な人材の参画を促進することを目的に、管理・運営等とライフイベントとの両立を目指す教員に対し業務補助者を派遣するものです。この派遣により、補助者は教員がこれらの職務に従事することによって発生する業務の補助を行いながら、業務の実態について女性研究者支援室に報告を行います。女性研究者支援室は、報告をもとに業務の実態を把握するとともに、派遣先の教員へのヒアリング調査を通じた情報収集を行い、ダイバーシティ研究環境の実現と、第3期中期計画で掲げられた「女性教職員の活躍推進のため、女性管理職比率を正規教職員全体の15%以上に増加させる」計画の達成に向けて、必要な施策を広く検討するために役立てます。

事業内容

支援対象者のもとに事務補助員を女性研究者支援室より週1～2日（上限週12時間）派遣し、管理運営やその他要職に従事することで生じる業務の補助を行います。

補助者の業務の具体例

- 支援対象者が出席した委員会等の議事録確認
- 委員会等の資料準備、関連資料の整理
- 委員会等に参加する際の出張手続き など

対象者

本学に所属する教員（特任教員を含む）であって、以下のいずれかの職務に従事し、ライフイベント（育児・介護など）により時間的制約が大きく、事務補助を必要とする者

- (1) 管理運営に従事する者：部局長、副研究科長・研究科長補佐等の職、専攻長・部門長等の職、総長補佐
- (2) その他要職に従事する者：日本学術会議会員（連携会員含む）、国または地方自治体の審議会委員、公的学会の役員等

派遣件数

2件程度

事業期間

平成 29 年 11 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

申請について

別紙申請書に必要事項を記載の上、平成 29 年 10 月 2 日（月）までに女性研究者支援室 (freshu@synfoster.hokudai.ac.jp) あて電子メールにて提出ください。

審査

女性研究者支援室にて提出いただいた申請書により選考を行います。選考の過程で追加の書類提出や面接を求めることがあります。

主な審査基準は下記の通りです。

- 管理運営やその他要職に従事することで発生する事務的負荷の多寡
- 当該職務の負荷（出張や会議の頻度等）
- その他状況に応じた必要性

補助者について

補助者の派遣は次の条件にて実施します。

- 補助者は女性研究者支援室で雇用し、支援対象者が希望する場所へ派遣する
- 補助者は出張を行う事はできない
- 補助者の業務は支援対象者が指示する